

日高川町特産品等開発応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日高川町の産品を活用した特産品の開発又は既存商品の改良をしようとする事業者等（以下「事業者等」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付することにより、町内産業の振興及び活性化に寄与するため、日高川町補助金等交付規則（平成17年日高川町規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特産品」とは、町の魅力の発信につながるものをいう。

(補助対象者)

第3条 日高川町の産品を活かした特産品の開発に熱意のある次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 個人事業の場合にあつては、町内に住所及び主たる事業所を有する者
- (2) 法人の場合にあつては、法人の代表者が町内に住所を有し、かつ町内に登記された本店を有する者で下記のいずれかに該当する中小企業者等
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者
 - イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
 - ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農事組合法人
- (3) その他町長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは対象としない。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは、暴力団員と密接に関係を有する団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、町内で生産及び収穫される農畜林水産物を用いた加工品又は工芸品で、日高川町の魅力を効果的に情報発信出来る新しいお土産品を開発する事業であること、又は、既存の加工商品に改良を加え販路開拓を目指す事業であつて、次の各号すべてに該当するものとする。ただし、原則補助金の交付は、年度内1事業者につき1事業限りとする。

- (1) 販売が見込まれること
- (2) 将来にわたって町の特産品として定着が期待されること。
- (3) 町内の産品を活用した事業であること。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる事業は交付の対象としない。

- (1) 宗教的又は政治的な目的を有する事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) その他町長が特に不適当と認めた事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、当該経費のうち国、県その他の機関等から補助金、負担金、その他これに類する金銭を取得した場合は、当該経費を補助対象経費から除くものとする。

- (1) 設備費

- (2) 商品の開発費
 - (3) 試作品等の品質検査及び栄養成分分析費用
 - (4) 各種許認可の申請及び商標の出願等に係る費用
 - (5) 商品パッケージ等のデザインに係る費用
 - (6) 広告宣伝費用
 - (7) 商品やパッケージ、ラベル等の改良についてコンサルティングを受けた場合に係る費用
 - (8) 専門的知識を有する専門家の指導・相談を受けた際に支払う謝金
 - (9) その他町長が適当と認める経費
- (補助金額)

第6条 補助金額は、当該年度の予算に定める額の範囲内とし、補助対象経費の2分の1以内とする。
ただし、1件当たりの補助金は、50万円を限度とする。

- 2 交付すべき補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
(交付の申請)

第7条 補助金を受けようとする者は、日高川町特産品等開発応援事業補助金交付申請書兼定住誓約書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の住民票の写し
- (2) 個人にあっては個人事業の開廃業等届出書の写し、法人にあっては、定款、登記事項証明書及び町へ提出した法人設立届出書の写し
- (3) 税金等完納証明書(申請時、直近3年以上連続して町内に住所を有する者は除く)
- (4) 日高川町特産品等開発応援事業補助金事業計画書(様式第2号)
- (5) 日高川町特産品等開発応援事業補助金収支予算書(様式第3号)
- (6) 実施団体等概要説明書(様式第4号)
- (7) 経費のわかる資料等
- (8) 特産品等開発試作品の写真・イメージ
- (9) 営業許可書の写し(許認可を必要とする業種の場合に限る)
- (10) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、第7条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたとき、又は適当でないと認めるときは日高川町特産品等開発応援事業補助金交付決定(不決定)通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助対象者は、申請の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、日高川町特産品等開発応援事業補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を町長に提出しその承認を得なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、日高川町特産品等開発応援事業補助金(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告書等)

第10条 補助対象事業者は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い日までに、日高川町特産品等開発応援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）日高川町特産品等開発応援事業補助金事業実績書（様式第9号）
- （2）日高川町特産品等開発応援事業補助金収支決算書（様式第10号）
- （3）補助事業等に係る経費の見積書及び領収書等（請負契約書の写し、設備・備品等の見積書の写し、領収書の写し等）
- （4）事業の実施状況がわかる写真、資料
- （5）その他町長が必要と認める書類
（額確定及び通知）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日高川町特産品等開発応援事業補助金額確定通知書（様式第11号）により補助対象者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 補助対象者は、前条の規定により補助金額の確定通知を受けたときは、速やか日高川町特産品等開発応援事業補助金交付請求書（様式第12号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに口座振込により補助金を支払うものとする。

（事業状況報告）

第13条 前条の規定による交付を受けた者は、補助事業の完了した日の属する年度終了の日から1年間において、日高川町特産品等開発応援事業補助金に係る事業状況報告書（様式第13号）を決算の日から3ヵ月以内に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）収支状況確認書類
- （2）営業状況等の確認写真等
- （3）その他町長が必要と認める書類
（補助金の返還）

第14条 次の各号のいずれかに該当したときは、補助金を全額返還しなければならない。

- （1）虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたとき。
- （2）交付決定後3年以内に事業所を町外へ移転するとき。
- （3）交付決定後3年以内に補助対象者が町内に居住しなくなったとき。
- （4）補助事業完了後1年以内に、開発された特産品等の販売実績が確認できないとき。
- （5）その他町長が事業の運営及び経理について不相当と認めたとき。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。